

案 件 番 号	19 中建審・請第 1 号審査請求事件			
審 査 請 求 年 月 日	平成 19 年 5 月 24 日			
審 査 請 求 人 住 所	東京都中野区中野五丁目			
審 査 請 求 の 内 容	確認処分及び法 42 条 2 項道路指定処分の無効ないし取消			
処分庁（不作為庁）	指定確認検査機関 株式会社東日本住宅評価センター 中野区長			
審 査 請 求 に 係 る 建 築 物	建 築 物 の 敷 地	中野区中野五丁目		
	地 域 ・ 地 区	第 1 種住居地域（60/200） 準防火地域 第 2 種高度地区		
	建 築 主 住 所	中野区中野五丁目		
	用 途	診療所 一戸建ての住宅	構 造	木 造
	敷 地 面 積	202.90㎡	階 数	地上 / 地下 2 / 0
	建 築 面 積	142.02㎡	延 べ 面 積	252.96㎡
建 築 審 査 会 の 処 分 （ 概 要 ）				
口 頭 審 査 年 月 日				
請 求 人 の 主 張	<p>処分庁が、請求人所有の土地の西側に隣接する道（以下「本件対象地」という。）が建築基準法 42 条 2 項の規定に基づく道路（以下「2 項道路」という。）に該当することを前提としてなした本件確認処分は、違法な処分であり、同処分（2 項道路とした部分）の無効確認ないし取消しを求める。</p> <p>特定行政庁が、本件対象地を 2 項道路に該当するものとした「指定処分」は違法な処分であり、同処分の無効確認ないし取消しを求める。</p> <p>先行 18 年事件の審査請求時及び判決の時点では行われていなかった本建築確認に継続する工事が行なわれ、2 項道路の位置を具体的に知ったのは平成 19 年 5 月 23 日であり、これは行政不服審査法（以下「行審法」という。）14 条 3 項の正当な理由に相当する。</p>			
処 分 庁 の 弁 明	<p>審査請求人は、「建築基準法第 42 条第 2 項道路とした部分」の無効確認ないし取消しを求めると主張している。しかし、建築基準法では、2 項道路は特定行政庁が指定するものと規定している。したがって、2 項道路とした部分の無効確認または取消しを当センターに求めることは失当である。</p> <p>審査請求人は、2 項道路指定処分の無効ないし取消しを求めているが、本件審査請求が提起された日は、平成 19 年 5 月 24 日付けであり、審査請求にかかる処分があったことを知った日は、平成 19 年 1 月 23 日となっており、行審法 14 条に定める審査請求期間を経過した後である。また、先行 17 年事件について国土交通大臣により判決がなされ、行審法第 14 条に定める審査請求期間を経過</p>			

	<p>した後であるとの判断が既になされており、無効ないし取消しを求めることは失当である。</p> <p>審査請求人は、「審査請求書の追加・訂正・補正について」と題する書面において、「処分があったことを知った日」に「及び平成19年5月23日」を加えると主張しているが、加えたとしても、処分があったことを知った日は、「平成19年1月23日」である。</p>
<p>裁 決 年 月 日 及 び 主 文</p>	<p>平成19年8月8日 本件審査請求をいずれも却下する。</p>
<p>裁 決 の 理 由</p>	<p>確認処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件建築物は、平成18年10月23日（検査済証交付）時点までに工事が完了していると認められ（請求人のいう「塀」（審査請求書）にかかる工事がその後実施された事実は、上記の工事完了時期に影響を与えない。）、本件処分の取消ないし無効確認を求めることについて、審査請求の利益は既に失われている。</li> <li>・請求人が処分を知った日については、同一の本件確認処分を対象とした先行18年事件を平成19年2月22日に提起していることから明らかであり、行審法14条に定める期間を徒過してなされたものであって、不適法な請求といわざるを得ない。</li> <li>・本件請求は、前記のとおり先行18年事件の請求内容とほぼ同一の判断対象につき重ねて判断を求めることであって、この点からも不適法な請求といわざるを得ない。</li> </ul> <p>2項道路指定処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件対象地について、特定行政庁が2項道路として指定する処分をなした日をいずれの時点であると請求人が解しているか、という点は必ずしも明らかではないが、先行17年事件にかかる当審査会裁決において記載したとおり、いわゆる一括指定の方式による2項道路の指定にも処分性が認められると解されることから、本件対象地については、昭和25年11月28日付東京都告示957号及び昭和50年4月1日付中野区告示24号によって指定処分がなされたと解すべきである。そして、審査請求人は上記両告示による指定処分の取消を求める先行17年事件を平成17年8月22日に提起しているのであるから、本件請求についても、行審法14条に定める期間を徒過してなされたものであって、不適法な請求といわざるを得ない。</li> <li>・本件請求も、前記同様、先行17年事件の請求内容とほぼ同一の判断対象につき重ねて判断を求めらるものであって、この点からも不適法といわざるを得ない。</li> </ul> <p>よって、本審査請求はいずれも不適法であるので、行審法40条1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。</p>

注) 「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。